

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第10号

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年千葉市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。